

土浦市市章 デザインマニュアル



土浦市
令和4年4月

はじめに

このマニュアルは、土浦市の市章の取扱いに関する要綱に基づき、本市の象徴である市章の統一的な使用に関することを定めています。

市章の由来

外側は霞ヶ浦のさざなみを表し、内側は、桜川に写る桜の花弁を表しています。また外輪は、波の素直さと同時に平和と市民の協和と更に伸びゆく市勢を意味するとされています。(昭和17年6月18日制定)

土浦市市章の色指定

- ・電子データ上の画像等として使用する場合

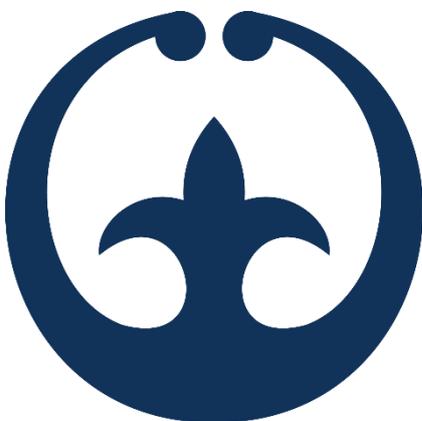
【緑 色】



区分	
マンセル値	2.5G 5/10
CMYK (類似色)	C100 M0 Y46 K45
RGB (類似色)	R0 G139 B74

※緑地に白抜きも可とする。

【青 藍 色】

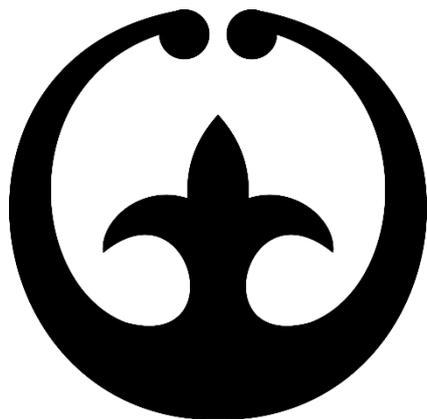


区分	
マンセル値	4.5PB 3/7
近似色 (マンセル値)	G75-20L (5PB 2/6)
CMYK (類似色)	C100 M36 Y0 K68
RGB (類似色)	R0 G52 B81

※青藍地に白抜きも可とする。

※公共サインとして使用する場合は、青藍色又は青藍地に白抜きとする。

- ・モノクロ印刷で使用する場合



モノクロ印刷する場合、黒色での使用を可とします。

※上記の色以外での使用をご希望の方は別途協議いたしますので、下記連絡先までご相談ください。

連絡先

土浦市総務部総務課
〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号
029-826-1111 (内線 2010.2212)
email soumu@city.tsuchiura.lg.jp